

平成 2 3 年行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名		歴史的建造物等保存等経費		担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成23年度		担当課室		疾病対策課		疾病対策課 山本 尚子		
会計区分		一般会計		施策名		Ⅳ－3－2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条		関係する計画、通知等		—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条」に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復に必要な措置を行うことを目的とする。 【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条】 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、栗生楽泉園に重監房が設置されたことを紹介するなど、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発事業の一環として、「重監房再現・展示施設」を建設する。								
実施方法		■直接実施 □業務委託等 □補助 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算				49	299		
			補正予算							
			繰越し等							
			計				49	299		
		執行額								
		執行率 (%)								
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
		成果目標を示すことは困難。 本事業は、法律に基づき普及啓発及び名誉回復に必要な措置を行うものであるため。			成果実績		—	—	—	—
					達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		活動指標を示すことは困難。 本事業は、法律に基づき普及啓発及び名誉回復に必要な措置を行うものであるため。			活動実績 (当初見込み)		—	—	—	—
単位当たりコスト		— (円／)			算出根拠	—				
平成23・24年度予算内訳	費 目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由						
	施設施工旅費	0	0	重監房再現・展示施設の建設に必要な施設整備費の計上						
	施設施工庁費	22	22							
	ハンセン病対策事業委託費	27	0							
	施設整備費	0	274							
	不動産購入費	0	3							
計	49	299								

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されているとされており、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組むこととされている。 ・本事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条の規程に基づく、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発及びハンセン病の患者であった方々の名誉回復を図るための事業であり、適切に実施されている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条」に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復に必要な措置を行うことを目的とし、「重監房再現・展示施設」を建設するための経費であり、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度の高い事業である。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
-			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			

資金の流れ (資金の受け 取り先が何を 行っているか について補足 する) (単 位: 百万円)	※平成22年度実績を記入
---	-------------------------

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					